

Amazon アソシエイト・プログラム運営規約-主な改定内容

2021年3月1日付改定の主な内容

米国、カナダ及び欧州連合(EU)等向けの運営規約の内容と近い内容になるように、Amazon アソシエイト・プログラム運営規約を2021年3月1日を効力発生日として、改定いたします。

今回の改定で、新たにアソシエイト・プログラム・ポリシーを設け、これまで Amazon アソシエイト・プログラム運営規約で参照されていた内容をアソシエイト・プログラム紹介料率表、アソシエイト・プログラム参加要件、アソシエイト・プログラム商品ステートメント、アソシエイト・プログラム・モバイル・アプリケーション・ポリシー、アソシエイト・プログラム商標ガイドライン、アソシエイト・プログラム IP ライセンスとしてまとめました。また新たにアマゾン・インフルエンサー・プログラム・ポリシーを定めました。

改定後の Amazon アソシエイト・プログラム運営規約およびアソシエイト・プログラム・ポリシーへのリンクは下記のとおりです。

[改定版アソシエイト・プログラム運営規約](#)
[アソシエイト・プログラム・ポリシー](#)

今回の改定では、大幅な改定が行われる箇所があります。下記に主たる具体例を示します。

- 乙が米国の制裁対象である場合、または乙がサービス提供を使用している国の政府により米国の法律と同じ内容の制裁が科されている場合、乙はアソシエイト・プログラムに参加もせずサービス提供も使用しない旨明記しました。
- 乙は商品、ソフトウェア、技術、サービスの輸出および再輸出について適用される米国および米国外の規制に従わなければならない旨を明確化しました。
- 乙は自身のサイトの識別情報を含み、アソシエイト・プログラムに関して提供する情報は正確かつ完全でなければならない旨明記しました。また、乙が米国祖税法上非米国人に該当する場合、乙が税関連情報を Amazon に通知しない限り、アソシエイト・プログラムに基づくすべてのサービスを米国外で提供しなければならない点を明記しました。
- Amazon は、アソシエイト・プログラムに関連して乙が期待できるトラフィックの量や紹介料について何らの責任を負わない旨明記しました。
- 契約期間および契約解除に関する条項を整理し、規約の重大な違反の場合その他アソシエイト・プログラム運営規約やプログラム・ポリシーに明記されている場合、詐欺、不正または違法行為が行われた場合に Amazon は乙のアカウントを即時に停止および解除できることが旨明記されました。また乙によるアソシエイト・プログラムの参加に関連して Amazon が乙のアカウントを即時に停止および解除できる場合が明記されました。乙によるアソシエイト・プログラム運営規約やプログラム・ポリシー違反の場合は、Amazon は乙に支払うことができる一切の紹介料を(適用法により認められる限度において)恒久的に停止する権利を有し、乙は、紹介料を受け取ることができないことについて同意するものとしました。
- Amazon または Amazon の指名を受けた者が Amazon 契約当事者の代わりに乙に対して法的手段および訴訟行為を行うことができる旨追加しました。
- 適格販売のうち、デジタル商品に関する参照を改訂し、その内容は Amazon の単独の裁量で決定する旨明記しました。
- 適格販売による収入については、クレジット(Amazon ポイントを含む)及びクレジットカード処理手数料を差し引いた金額を意味する(国ごとに異なる場合があります)と定義しました。

- 紹介料の支払オプションに関する条項を改訂し、支払いオプションに小切手による支払いを追加し、また、アソシエイトがいずれのオプションも選択せず、支払用の有効な情報も登録していない場合、Amazon は、別の方法で支払いをするか、獲得した手数料の支払いを留保することができることとしました。
- 乙が 1 年以上活動を行っていない休眠アカウントの場合、Amazon は 7 日前の書面通知により紹介料の支払いを留保できるようにしました。規約に基づく控除、留保を行った上での Amazon の支払いは支払うべき金額の完全な支払いを構成する旨明記しました。
- 規約改定および一部の契約解除の通知期間を 7 日間に延長しました。また規約改定後に乙が改定を受諾しない場合は、契約を解除するものと明記しました。
- ポリシー内で分散していた記載を移動することで、不適格販売に関する条項を整理しました。
- メンバー紹介イベントやボーナスイベント、トレードプログラムを特別プログラム紹介料またはプロモーションとして明記しました。メンバー紹介イベントやボーナスイベントが違反またはその他の悪用により不適格となった場合に Amazon は特別プログラム紹介料を支払わないことを明記しました。なお、メンバー紹介用ホームページに特別リンクを貼ることは、乙サイトの内容が該当するメンバー紹介に関連する場合にのみ許可されることを明記しました。またボーナスイベントについても、乙のサイトの内容が該当するボーナスイベントに関連する場合にのみ許可されることを明記しました。Amazon はいかなる企業に対してもアソシエイト・プログラムの有料セットアップやコンサルティングサービスを認めていない点を明記しました。
- 除外商品の範囲を下記のように整理しました。
 - アルコール飲料、処方薬や Amazon Pharmacy が販売する商品、第三者の販売業者またはベンダーから除外された商品またはサービス。
- 「不適切サイト」の定義を設けました。なお、サイトの適切性については Amazon が独自の裁量で判断する旨明記しました。不適切サイトについて Amazon の事前の承認なく、乙はアソシエイト・プログラムに再参加できない場合を明示しました。
- 乙のサイトは独自のコンテンツを含み、申し込みフォームに記載されたウェブサイトアドレスから誰でも閲覧できるようにしなければならない点を明記しました。
- 電子メールおよび電子書籍の中の特別リンク、ソフトウェア及びデバイス経由での特別リンクについては、事前に Amazon が許可しない限り認められないと明記しました。
- 乙のサイトについて特別リンクを使用する資格がない旨 Amazon 通知した場合、乙はリンクを中止しなければならないものとしました。
- 全ての特別リンクに適用される一般的な条件として、乙は Amazon の商品リストやストアのホームページと乙のサイトをリンクする場合、乙のサイトに追加のオリジナルコンテンツを含めなければならない点を明記しました。また乙は、特別リンクを宣伝するために、Amazon 上に特別リンクを投稿したり、Amazon から乙のサイト上のページにリンクを設置してはならない旨を明記しました。
- 特別リンクの URL に異なるサブタグを含める場合、Amazon の承認を条件としました。
- 乙は Amazon アソシエイト・プログラム模倣対策方針に準拠しなければならないことを明確にしました。
- 乙は Amazon アソシエイト・プログラムに関連して、オフラインの素材または電子メールを使用するプロモーション活動を行う場合、プログラム・コンテンツ、Amazon 商標、特別リンクの使用ができないことを明確にしました。
- 乙のサイトには、(別途合意のない限り)価格トラッキングおよび/もしくは価格アラート機能をつけてはならず、またはアマゾン・サイト以外のサイトを参照するためにプログラム・コンテンツを利用してはならないとする要件を追加しました。
- 乙は乙のサイト以外での広告、アプリケーション、プラットフォーム、サイト、サービスでプログラム・コンテンツを使用してはならないことを明確にしました。
- 乙が乙のサイト上で除外商品を参照するコンテンツを表示するか、またはその他これを利用してはならないと明記しました。

- 乙はプログラム・コンテンツをアマゾン・サイトでの売上を発生させる目的のみに使用でき、他のサイトに送客してはならない旨、プログラム・コンテンツをアマゾン・サイトの関連商品詳細ページや関連ページのみにリンクし、他のページにリンクしてはならない旨明記しました。
- 乙がプログラム運営規約やポリシーに違反した場合、Amazon は適用法の認める限度で乙に通知することなく一切の紹介料の支払いを停止できる旨明記しました。
- Amazon のお客様からアマゾン・サイトと乙との関係について乙に問い合わせがあった場合、乙はアマゾン・サイト上の連絡先案内に従うようお客様に案内しなければならない旨明記しました。
- 乙は、乙のサイトが適用法令、業界標準、自主規制ルール、電子マーケティング、データ保護及びプライバシーに関する指針やガイドラインに違反していないことを保証する旨明記しました。また、適用法により義務付けられる場合は、乙のサイトにオプトアウトに関する選択についての情報を提供しなければならない旨明記しました。
- Amazon はデータフィードを含むサービス提供を現状のまま提供し、なんら保証しないこと、ウイルス、悪質なソフトウェアが含まれないことを保証しないことを明記しました。また、Amazon に対して、乙は特定履行、差し止め等の権利を有しない旨明記しました。乙は、税金および関税関係の徴収および不納付、税務登録または関税納付の不履行、下請業者の故意または過失による非行について Amazon を免責し補償する旨明記しました。
- Amazon がポリシーやアソシエイト・プログラム運営規約にもとづいて決定、承認する場合、権限を有する代表者が書面にもとづいて行う場合に限り有効である旨明記しました。
- Amazon と乙の間での過去の合意や協議よりも、ポリシーやアソシエイト・プログラム運営規約が優先する旨明記しました。
- アソシエイト・プログラムに関連して Amazon が乙に提供した情報のうち Amazon に関する非公開または秘密と合理的に考える情報はすべて秘密情報に含まれるものとし、また規約の有効期間中及び終了後 5 年間乙は守秘義務を負う旨明記しました。
- アソシエイト・プログラム運営規約のいかなる条項も、適用される適用法令に違反抵触するような行為を誘導するものではなく、そのように解釈してはならないことを明記しました。
- Amazon はいつでもアソシエイト・プログラムの紹介料に制限を加えうることを明記しました。
- 乙が初期設定以外の通貨で紹介料を受領する場合、為替レートは Amazon の運用基準により決定される旨明記しました。
- Amazon の教育的資料のベストプラクティスとして乙のサイトに表示された乙のロゴ及びプログラム・コンテンツの実装を利用、再生、頒布及び表示することができることを明記しました。
- Amazon が乙に対して提供する「動的に商品を生成するリンク」の実行並びに動的な生成及びアソシエイト・プログラムを改善するために、Amazon は乙のサイトのクローリングまたはその他モニター及び収集したコンテンツを保管することを明記しました。